

G C S L 蒲 郡 市 文 化 ・ ス ポ ー ツ リ ー ダ ー 登 録 派 遣 事 業 実 施 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市生涯学習推進計画に基づき、文化芸術やスポーツ等において貴重な経験、豊かな知識、優れた技能等を有し、ボランティア精神を踏まえた社会参加に意欲のある人材をG C S L 蒲 郡 市 文 化 ・ ス ポ ー ツ リ ー ダ ー (以下「G C S L」という)として登録し、派遣することによって、本市の生涯学習を促進するため、G C S L 蒲 郡 市 文 化 ・ ス ポ ー ツ リ ー ダ ー 登 録 派 遣 事 業 (以下「G C S L 登 録 派 遣 事 業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 G C S L 登 録 派 遣 事 業 の 内 容 は、 次 の と お り と す る。

- (1) G C S L の 登 録、 変 更 及 び 取 消 し に 関 す る こ と。
- (2) G C S L の 派 遣 及 び 相 談 に 関 す る こ と。
- (3) G C S L の 個 人 情 報 の 管 理 及 び 提 供 に 関 す る こ と。
- (4) G C S L の 発 掘 及 び 育 成 に 関 す る こ と。
- (5) G C S L の 活 用 促 進、 交 流 に 関 す る こ と。
- (6) G C S L 登 録 派 遣 事 業 の 周 知 及 び 啓 発 に 関 す る こ と。
- (7) そ の 他 G C S L 登 録 派 遣 事 業 に 関 し 必 要 な こ と。

(登録要件)

第3条 G C S L に 登 録 で き る 者 は、 市 内 に 居 住 し、 勤 務 し、 又 は 通 学 す る 者 で 次 の 各 号 に 掲 げ る 要 件 の い ず れ に も 該 当 す る 個 人 と す る。

- (1) G C S L 登 録 派 遣 事 業 の 目 的 を 理 解 し、 賛 同 す る 者
- (2) 市 内 に お い て 生 涯 学 習 に 関 す る 活 動 を し て い る 者 で、 文 化 芸 術 や ス ポ ー ツ 等 の 生 涯 学 習 に 関 し 貴 重 な 経 験、 豊 かな 知 識、 優 れ た 技 能 等 を 有 す る も の
- (3) 政 治、 宗 教 又 は 営 利 活 動 を 目 的 と し な い 者

(登録手続)

第4条 G C S L の 登 録 を 希 望 す る 者 (以下「登録申請者」という。)は、G C S L 蒲 郡 市 文 化 ・ ス ポ ー ツ リ ー ダ ー 登 録 申 請 書 (第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、G C S L の 登 録 を 希 望 す る 者 が、 未 成 年 者 の と き は、 当 該 保 護 者 の 同 意 を 必 要 と す る。

(登録決定の通知)

第5条 教育委員会は、前条に規定する登録の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の決定又は不決定をしたときは、GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー登録決定・不決定通知書（第2号様式）により、登録申請者に通知する。

2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、GCSL登録者名簿に登録申請者を登録する。

（登録の更新）

第6条 教育委員会は、GCSL登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対して、毎年1回登録更新の意思確認を行うものとする。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から申し出があったとき。
- (2) 登録者がGCSL登録派遣事業を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (3) 申請内容に偽りがあったとき。
- (4) その他登録者として不適切であると教育委員会が認めるとき。

（登録者の活動）

第9条 登録者が行う活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学習活動、学級、講座、公演、講演会、授業、部活動、レクリエーション等において、指導者又は助言者として講義、公演等を行うこと。
- (2) 地域、福祉施設、医療施設、教育施設等の行事において、演者として発表等を行うこと。
- (3) その他生涯学習の支援を行うこと。

（登録者の派遣申請）

第10条 市内で活動を行う団体（原則として市内に居住し、勤務し、又は通学する者が10名以上で構成するものに限る。以下「派遣申請団体」という。）であって、登録者の派遣（以下「GCSL派遣」という。）を希望するものは、派遣を希望する15日前までにGCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー派遣申請書

(第3号様式)により教育委員会に申請するものとする。

- 2 GCSL派遣の派遣先は、原則として市内とし、GCSL派遣に係る施設等は、派遣申請団体が準備するものとする。

(登録者の派遣決定及び通知)

第11条 教育委員会は、前条1項の申請があったときは、登録者と調整を行った上で、GCSL派遣が適当又は不適当と認めたときは、GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー派遣通知書(第4号様式)により派遣申請団体に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項により登録者の派遣の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、前2項の規定によりGCSL派遣を決定したときは、派遣申請団体に派遣する登録者の連絡先等の必要な情報を提供するものとする。
- 4 GCSL派遣の決定を受けた派遣申請団体(以下「派遣先団体」という。)は、必要に応じ登録者と連絡を取り、登録者の活動が円滑に行われるように努めるものとする。
- 5 派遣先団体は、GCSL派遣に係る事業が完了したときは、速やかにGCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー派遣報告書(第5号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(GCSL派遣の制限)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、GCSL派遣を行わないものとする。

- (1) 派遣先団体が政治、宗教又は営利目的で、GCSL派遣を利用することが判明したとき。
- (2) 派遣先団体が行った申請内容に重大な偽りがあるとき。
- (3) その他GCSL派遣を行うことが不適切であると教育委員会が認めるとき。

(ボランティア活動保険の加入)

第13条 教育委員会は、登録者をボランティア活動保険に加入させなければならない。この場合において、ボランティア活動保険に係る費用は、予算の範囲内において市で負担する。

- 2 GCSL派遣の活動中の事故によって被った損害については、原則としてボランティア活動保険の範囲内において保証する。

(費用負担)

第14条 GCSL派遣に係る講師料は、無償とする。ただし、当該派遣により交通費、材料費その他必要な経費を要するときは、派遣先団体の負担とする。

(個人情報の保護)

第15条 教育委員会は、GCSL派遣事業で登録した個人情報の保護に関し十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 登録者及び派遣先団体は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、GCSL派遣事業の実施に当たって知り得た個人情報の保護に関し十分に配慮するものとし、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。登録者でなくなった場合又はGCSL派遣に係る事業が完了した後においても同様とする。

(講座の実施等)

第16条 登録者は、市の催事において講座等を企画し、講義するなど自らの資質の向上に努めるものとする。

2 市は、前項の講座等に講師として参加した登録者に対して、別に定める謝礼を支払うものとする。

(他機関との連携)

第17条 市は、派遣先団体等の利便性の向上及び登録者の有効活用を図るため、他の機関、団体等の事業との連携を図るものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、登録者の同意があった場合に限り、第15条第1項の規定にかかわらず、登録者の必要な情報を派遣先団体以外の関係する機関及び団体に提供することができる。

3 前項の規定により、情報提供を受けた機関及び団体は、第15条第2項の規定を準用し、登録者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(庶務)

第18条 GCSL登録派遣事業の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にGCSLとして登録されている者は、この要綱によるGCSLの登録者とみなす。

蒲郡市教育委員会 宛

申請者
住所
氏名
電話番号

GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー登録申請書

GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダーとしての登録を受けたいので、GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー登録派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき申請します。

ふりがな			
個人名			
住所			電話番号
			F A X
自宅以外の連絡先	携帯電話		Eメール アドレス
登録種目	<input type="checkbox"/> 趣味・実技・文化部門 <input type="checkbox"/> スポーツ部門	種目名・ 指導内容等	
指導経験	経験の有無	有・無	資格等 P R
希望する対象者	<input type="checkbox"/> 幼児・児童 <input type="checkbox"/> 学校教育援助 <input type="checkbox"/> 青少年 <input type="checkbox"/> 成人一般 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 団体行政支援 <input type="checkbox"/> 限定なし <input type="checkbox"/> その他（ ）		
活動可能日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
活動時間帯			
活動可能地域	<input type="checkbox"/> 市内どこでも可 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
実費等	<input type="checkbox"/> 交通費 <input type="checkbox"/> 材料代 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 必要であれば <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。		
特記事項	（非公開を希望する項目など）		
その他 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	市の関係機関・関係団体から要望があった場合、本申請書に記載された内容(非公開を希望する項目を除く。)を情報提供することについて <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 要望内容にその都度判断する <input type="checkbox"/> 同意しない		

※ 記載欄に書ききれない場合、別紙の添付も可能。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市教育委員会

G C S L 蒲郡市文化・スポーツリーダー登録決定・不決定通知書

年 月 日付で申請のありましたG C S L 蒲郡市文化・スポーツリーダー登録申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 登録の内容

ふりがな			
個人名			
住所			電話番号
			F A X
自宅以外の連絡先	携帯電話		Eメール アドレス
登録種目	<input type="checkbox"/> 趣味・実技・文化部門 <input type="checkbox"/> スポーツ部門	種目名・ 指導内容等	

2 次の理由により申請を却下する。

却下理由	
------	--

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

蒲郡市教育委員会 宛

申請者

所在地

団体名

代表者名

電話番号

GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー派遣申請書

GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダーの派遣を受けたいので、GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー登録派遣事業実施要綱第10条の規定に基づき申請します。

希望種目又は派遣を希望するGCSL		
派遣にあたっての要望事項		
希望日時	第1希望	年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午後 時 分
	第2希望	年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午後 時 分
場所		
団体の活動内容		
参加人数		
備考		

※ 申請者の団体名は必ずご記入ください。

※ 場所は、個人の家は避け、公共施設・地区集会場などをお願いします。

※ 申込先：蒲郡市教育委員会生涯学習課

(電話) 0533-66-1167 (FAX) 0533-66-1199

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

様

蒲郡市教育委員会
(公印省略)

GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー派遣通知書

年 月 日付けで申込みのありましたGCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー派遣については、次のとおり 派遣します・派遣しません ので通知します。

種 目	
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
派遣するGCSL	
派遣にあたっての条件	
講師を派遣できない場合の理由	
備 考	

※ 問い合わせ先：蒲郡市教育委員会生涯学習課

(電話) 0533-66-1167 (FAX) 0533-66-1199

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

蒲郡市教育委員会 宛

申請者

所在地

団体名

代表者名

電話番号

GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー派遣報告書

GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー登録派遣事業を利用したので、GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー登録派遣事業実施要綱第11条第5項の規定に基づき報告します。

当日の実施内容		
参加人数等	合計	人
	年齢層	小学生以下 人・中学生以上 人 □
		20代・30代 人
		40代・50代 人
60代以上 人		
実施会場		
実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
派遣されたGCSLの氏名		

※今回の派遣事業について

今回の派遣事業の満足度について教えてください。 ※該当するものに☑をつけて下さい。	<input type="checkbox"/> とても満足 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満 <input type="checkbox"/> とても不満
派遣事業を利用した感想を記入してください。	

※ 報告書は、派遣事業終了後1か月以内に生涯学習課まで提出して下さい。